



消費生活 サポーター通信

令和4年度第11号

今月のテーマ

老人ホームの入居権 に関する電話に注意！

事例



- ・大手企業を名乗り、「老人ホームを建てることになった。優先的に入居できる権利がある。」と電話があった。
- ・「必要ない」と断ると、「入居権を他の人に譲って欲しい。」と言われたので承諾した。
- ・後日弁護士を名乗る電話があり、「他の人に入居権を譲るのは、**名義貸し**という犯罪だ。**違反金600万円**を支払わないと**逮捕**される。」と言われた。
- ・慌ててお金を払ったが、だまされているのではないか。

違反金を
すぐに払って
ください！

アドバイス

複数の人物が登場する**劇場型勧誘**の詐欺電話に注意!!

「入居権」を譲ってほしいという電話は**詐欺**です！



不審な電話に出ると…様々な人物が登場し、言葉巧みにお金を支払わせようとしてきます。



ポイント 相手にせず電話を切る。

このような電話は詐欺です。電話を切ると相手に対して失礼などと配慮する必要はありません。

絶対にお金を払わない。

一度お金を払うと、さまざまな口実で金銭を要求され、取り戻すことは困難です。



周囲の方へ

・高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、**周囲の方の見守りが必要**です。異変に気づいたら、すぐに警察や消費生活センターに相談しましょう！



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
アルミちゃん
☎(Tel. 017-722-3343)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrq」をID検索する

令和5年2月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)